

長崎県災害ボランティア連絡会登録会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県災害ボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）の登録会員について、必要な事項を定める。

(登録会員の種類)

第2条 登録会員は次の2種とする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(入会)

第3条 登録会員として入会しようとするものは、別紙1の「長崎県災害ボランティア連絡会登録会員・入会申込書」を連絡会会長（以下「会長」という。）あて提出するものとする。

(退会)

第4条 登録会員は、別紙2の「長崎県災害ボランティア連絡会登録会員・退会届出書」を会長あて提出して、任意に退会することができる。

(登録事項の変更)

第5条 登録会員は、登録事項に変更のあるときは、別紙3の「長崎県災害ボランティア連絡会登録会員・登録事項変更届出書」を会長あて提出するものとする。

(登録会員の役割等)

第6条 登録会員は、平常時からそれぞれの立場で災害ボランティア活動や防災等に関する認識を深めるため、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会、公益財団法人県民ボランティア振興基金をはじめとした関係団体等が開催する災害ボランティアや防災等に関する研修会等に積極的に参加するものとする。

2 登録会員は、災害ボランティア活動や防災等に関する普及啓発に努めるものとする。

3 登録会員は、災害時には、可能な範囲で災害ボランティア活動（長崎県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター運営への協力を含む）など、被災者救援に必要な協力を行うものとする。

4 登録会員は、登録会員入会申込書について、会長が、公益財団法人県民ボランティア振興基金及び登録会員の住所地の市町社会福祉協議会へ情報提供することについて承諾するものとする。

5 前項の規定により情報提供を受けた公益財団法人県民ボランティア振興基金及び市町社会福祉協議会は、提供を受けた情報について個人情報保護に努め、災害ボランティア活動以外の目的に使用してはならない。

6 登録会員は、市町社会福祉協議会において、災害ボランティア登録制度が開始された場合は、積極的に登録を行うものとする。

附 則 この規程は、平成18年9月5日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。